



▶ India Practice Team Newsletter



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のインド・プラクティス・チームから、ニューズレターをお届けいたします。当チームは、日本企業の案件の経験が豊富なシニアのインド弁護士と、クロスボーダー案件を得意とする複数の日本の弁護士からなるチームであり、東京を拠点に活動しております。取扱分野は、国際取引、企業買収などのほか、複雑な規制や法令の遵守、ビジネスにおいて日常的に発生する法律問題に関する助言など、多岐にわたります。

COVID-19 に関連した財政的困難の解消のための枠組み

| Page 1/3 |

2020年12月 No.IDA_103

※ 本号の内容は、三菱 UFJ 銀行の会員制 WEB サービス「MUFG BizBuddy」に掲載された記事を再編集したものです。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) により、世界経済は停止しました。2020年1月初旬に始まった世界的大流行は、2月に急速に拡大し、世界の多くの国々が2月末から4月にかけてロックダウン (都市封鎖) を余儀なくされました。

世界で2番目に人口の多い国であるインドは、COVID-19の世界的大流行によって大打撃を受けました。2020年3月25日からロックダウンが始まり、現在も程度の差はあれ、インド全土において継続しています。インドは36の行政区 (28の州と8つの連邦直轄領) から構成され、それぞれの行政区がその地域内の統治と住民に対する責任を負っています。感染の重症度に応じてロックダウンの厳格度も都市ごとに異なり、ムンバイ、デリー、プネ、ベンガルル (旧称: バンガロール) といった大都市では特定の地域の状況に応じて変動しています。人口について、例えばムンバイ市の人口は約2,000万人で、日本の総人口の約16%に相当します。このように人口が多く、人口密度が非常に高いこと、インフラが未発達であることが相まって、COVID-19の感染拡大に絶好な条件をもたらしています。

インド全土における厳格なロックダウンは、人々と経済に想像を絶する困難を引き起こしました。インド経済は、現政権の失敗によりすでに下り坂にありましたが、COVID-19により、さらに危険な状態に陥りました。

さて、インドの銀行業界が最大規模の不良債権 (約987億ドル) を抱えていることをご記憶でしょうか。

ご参照：
<https://economictimes.indiatimes.com/markets/stocks/news/npas-of-psbs-stands-at-rs-7-27-lakh-crore/articleshow/73898192.cms>

インドの銀行業界はさらに困難な状況に立たされました。コロナ禍の下、それまで健全であった企業も、そこそこ良好な経営状態にあった企業も、その多くが財務状況の悪化に直面しています。厳格なロックダウンのためビジネスはほぼ全面的に停止し、企業のキャッシュフローは大打撃を受けました。

以前に、インド準備銀行 (RBI) は2019年6月7日付で2019年「不良債権処理のための健全な枠組み」の通達 (以下、「2019年通達」) を発表しました。

本通達に関して：
「不良債権処理のためのインド準備銀行の新たな枠組み」
(2019年7月2日付掲載)：
<https://www.bizbuddy.mufg.jp/sas/ind/management/1907/entry83494.html>

2019年通達の目的は、銀行等の金融機関が、債務者の財政難を、債務者に返済を猶予するための拘束力のあるガイドラインを示すことであり、従前の処理スキームを修正した再生計画が導入されました。その結果、本通達は、銀行業界がさまざまな企業向けの再生計画 (2016年破産倒産法 (The Insolvency and Bankruptcy Code, 2016: IBC) を通じて実施される再生計画を含みます) や、債務者との二者間交渉に応じることを可能にしました。

しかし、コロナ禍により債務的に圧迫されることとなった債務者に対しては、2019年通達とは異なるアプローチが必要とされたため、RBIは銀行業界に、拘束力のある、COVID-19による財務の悪化に対処するための新たなガイドラインを策定しました。この2020年8月6日付「COVID-19に関連した財政的困難の解消のための枠組み」は、2019年通達の一部とされ、金融機関がCOVID-19の影響を受けた債務者に対して行う、これまでとは異なる、より個別具体的な状況に配慮しうるアプローチについて記載しています。

経営再建の最も重要な要素は、再生計画において検討または考慮する必要がある財務指標と、そのような指標の業種別のベンチマークの明示です。RBIは、このような財務指標に関して提言するために、ICICI銀行の元会長であるクンダプール・ワーマン・カマス (K. V. Kamath) 氏を総裁とする専門家委員会を設置しました。2020年8月7日に構成された専門家委員会は、委員会およびさまざまな第三者 (アドバイザー、業界団体を含みます) との間で12回の会議を経て、2020年9月4日付で報告書 (以下、「本報告書」) を提出しました。専門家委員会の提言はRBIによって採択され、RBIは、2020年9月7日付で、COVID-19に関する枠組みの補足として通達を発行しました。

ご参照：
<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/34COVID19122F09F4AE2A4C96B5A89E8250A5FF7F.PDF>

本報告書を読むと、インドの26業種に影響を及ぼすさまざまな点について理解することができます。

本報告書：
<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/PublicationReport/Pdfs/EXPERTCOMMITTEED58A96778C5E4799AE0E3FCC13DC67F2.PDF>

本報告書の主要なポイント：

1. 本報告書は、金融機関が再生計画の最終案を作成する際に検討すべき26業種の指標を提言しています（26業種の一覧表は、本稿の最後に参考資料として掲載）。
2. 金融機関は、適格債務者に関する再生計画の最終案を作成する際に、以下の主要な指標を検討する必要があります。
 - Total Outside Liabilities / Adjusted Tangible Net Worth（未払負債総額：TOL / 調整済み有形純資産：ATNW）
 - Total Debt / Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization（総負債 / EBITDA（税引前当期営業利益 + 減価償却費））
 - Current Ratio（流動比率）
 - Debt Service Coverage Ratio（元利金返済カバー率：DSCR）
 - Average Debt Service Coverage Ratio（ADSCR）
3. 本報告書は、上記の主要な各指標についての業界別の閾値（該当する場合の上限または下限）を定めています。
4. 業種別の閾値が設定されていない（26業種以外の）業種については、金融機関が、TOL / ATNW および Total Debt / EBITDA について、それぞれ独自の内部評価を行うこととされていますが、流動比率および DSCR はいずれの場合も 1.0 以上、ADSCR は 1.2 以上とされています。
5. 金融機関は、再生計画の最終案を作成する際に、（専門家委員会が提案し、RBI が採用した指標とは）別の財務指標を自由に検討することができます。
6. 再生計画は、その後の年度のキャッシュフローを評価するために、債務者の COVID-19 流行以前の営業・財務実績、および再生計画の最終案作成時点における COVID-19 流行による営業・財務実績への影響を考慮したものでなければなりません。
7. 専門家委員会は、エクスポージャーが 150 億ルピー（約 2 億 400 万ドル）以上である場合には、適格債務者のすべての再生計画を精査しなければなりません。したがって、金融機関は、貸付金残高が 150 億ルピー以上である場合には、再生計画について専門家委員会の承認を得なければなりません。
8. COVID-19 に関連した財政的困難の解消のための枠組みは、2020 年 12 月 31 日より前に実施されなければならない、再生計画は実施日から 180 日以内に実行されなければなりません。

コメント：

このように、本報告書では、金融機関が COVID-19 の影響を受けた債務者に対する貸付金を再構築するための枠組みが示されました。今後は、銀行と債務者が積極的に協働し、これを活用して、貸付金残高を再構築することが求められます。専門家委員会による主要な指標の策定により、再生計画の策定および承認に際し、異なる貸付事業体ごとの恣意性が軽減されます。多くの専門家が言うように、本報告書は COVID-19 の影響を受けた経済界を支援するための幸先の良い第一歩と言えます。

参考資料：

【表：再生計画最終案作成の際に検討すべき 26 業種一覧】

通し番号	業界
1.	電力
2.	建設
3.	鉄鋼製造
4.	道路
5.	不動産
6.	卸売
7.	繊維製品
8.	化学
9.	耐久消費財 / FMCG（日用消費財）
10.	非鉄金属
11.	医薬品製造
12.	物流
13.	宝石・宝飾品
14.	セメント
15.	自動車部品
16.	ホテル、レストラン、観光
17.	プラスチック製品製造
18.	鉱業
19.	自動車製造
20.	自動車販売
21.	航空
22.	港湾および港湾サービス
23.	砂糖
24.	運送
25.	建築材料
26.	法人向け小売販売店



2020年12月 No.IDA_013

※ 本号の内容は、三菱UFJ銀行の会員制WEBサービス「MUFG BizBuddy」に掲載された記事を再編集したものです。

他プラクティスグループのニュースレターも配信しております。
配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。

広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス



Author(s)

 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
Atsumi & Sakai



[執筆者]

弁護士 丹生谷 美穂

パートナー/東京弁護士会

> [View Profile](#)

E: miho.niunoya@aplaw.jp



[執筆者]

外国法事務弁護士（インド法）

アシッシュ・ジェジュルカール

パートナー/第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

E: ashish.jejurkar@aplaw.jp

【お問合せ先】 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドプラクティスチーム
E: ipg_india@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。